

社会福祉法人天照会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天照会の役員(理事・監事)及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員は、常勤理事とする。但し、理事長が特に必要と認めた役員に対し、非常勤役員等としての職務執行の対価として、法人が役員報酬を支給することができる。

(役員報酬の額)

第3条 常勤役員の報酬は年俸制とし、その12分の1を各月に支払うものとし、その額は別表1の基準額表により定め、評議委員会において決定する。

2 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間25万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 非常勤理事及び非常勤監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務及び評議員会出席にした場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

理事会出席報酬	報酬	5,000円
---------	----	--------

2 非常勤評議員が評議員会に出席したときは、報酬により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

評議員会出席報酬	報酬	5,000円
----------	----	--------

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 非常勤理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または非常勤評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 非常勤監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(費用弁償の支給)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞することなく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(報酬の支給日)

第9条 第3条に規程する常勤役員に対する報酬の支給日は毎月末日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の金融機関営業日とする。

- 2 第4条及び第5条に規程する非常勤役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

附則

この規程は、平成29年6月26日より適用する。

この規定は、令和4年6月24日より適用する。

この規定は、令和5年7月1日より適用する。

この規定は、令和6年6月19日より適用する。

別表1

役員報酬基準額表(年俸月額)

号俸	金額	号俸	金額
1	300, 000円	26	1, 600, 000円
2	350, 000円	27	1, 650, 000円
3	400, 000円	28	1, 700, 000円
4	450, 000円	29	1, 750, 000円
5	500, 000円	30	1, 800, 000円
6	550, 000円	31	1, 850, 000円
7	600, 000円	32	1, 900, 000円
8	650, 000円	33	1, 950, 000円
9	700, 000円	34	2, 000, 000円
10	750, 000円	35	2, 050, 000円
11	850, 000円	36	2, 100, 000円
12	900, 000円	37	2, 150, 000円
13	950, 000円	38	2, 200, 000円
14	1, 000, 000円	39	2, 250, 000円
15	1, 050, 000円	40	2, 300, 000円
16	1' 100, 000円	41	2, 350, 000円
17	1, 150, 000円	42	2, 400, 000円
18	1, 200, 000円	43	2,450, 000円
19	1, 250, 000円	44	2, 500, 000円
20	1, 300, 000円	45	2, 550, 000円
21	1, 350, 000円	46	2, 600, 000円
22	1, 400, 000円	47	2, 650, 000円
23	1,450, 000円	48	2, 700, 000円
24	1, 500, 000円	49	2, 750, 000円
25	1, 550, 000円	50	2, 800, 000円

別表2
非常勤役員等

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬	5,000円
監事監査指導報酬	10,000円

